

霊壇使用規則

第一章 新規納骨

- 一 項 一 条 霊壇使用に際し、使用権料を申し受けます。
二 条 霊壇使用に際し、その使用期限を納骨月又は予約月より2年間と致します。
三 条 霊壇使用に際し、年間管理料を申し受けます。
四 条 霊壇に他所にて火葬した遺骨を納骨安置する場合、納骨料を申し受けます。
- 二 項 一 条 霊壇使用に際し、供物・お飾り等で、不相当と認められるものについては、お断りする事があります。
二 条 霊壇使用に際し、供物・お飾り等、他人に迷惑を及ぼさない範囲でお願い致します。
三 条 供物(食品)については、定期的に一掃させて頂きます。

第二章 更新

- 一 項 一 条 使用期間満了後、継続使用希望の場合、使用期限日迄に来園の上、更新手続を取って頂きます。
二 条 使用期間満了後、継続使用希望の場合、更新料を申し受けます。
- | |
|-------------------------|
| 更新料
更新時の同ランク使用権料の50% |
|-------------------------|
- 三 条 使用期間満了後、継続使用を希望しない場合、使用期限日迄に納骨場所を明け渡して頂きます。

第三章 使用権消失

- 一 項 一 条 年間管理料を1年以上滞納した場合。(使用権料はお返し致しません。)
二 条 使用期間満了日迄に更新手続が取られなかった場合。
三 条 明らかな規則違反があり、当霊園が必要と認めた時。

第四章 使用権消失後の遺骨及び供物

- 一 項 一 条 遺骨及び供物は使用権消失の時点で処分させて頂きます。
※遺骨については、合同供養碑に合祀埋葬、供物等については、動物火葬炉にて火葬処理致します。

平成18年4月1日改訂版

本規則が実状に合わなくなった場合、その必要に応じて変更される事があります。